

使用料等の見直し（素案）

平成25年9月



目 次

○ はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
I 使用料等の見直しについて	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II 見直しの基本的な考え方	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
III 使用料の算定について	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
IV 施設使用料	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1 集会施設及び体育施設	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2 学校開放施設	・・・・・・・・・・・・・・・・	13
V その他の使用料等	・・・・・・・・・・・・・・・・	17
1 学童クラブ利用料	・・・・・・・・・・・・・・・・	17
2 有料制自転車駐車場使用料 及び放置自転車撤去手数料	・・・・・・・・・・・・・・・・	19
3 有料駐車場使用料	・・・・・・・・・・・・・・・・	23
4 保育料	・・・・・・・・・・・・・・・・	25
5 目的外使用施設	・・・・・・・・・・・・・・・・	25
VI 資料	・・・・・・・・・・・・・・・・	26

○ はじめに

使用料については、杉並区総合計画の中で定めた「行財政改革基本方針」に基づく取組項目の一つとして、「受益者負担の適正化の観点から継続的に見直しを行う」こととしています。

この間、区では、集会施設や体育施設などの使用料については、平成9年度に全面改定を行った後、平成11年度、12年度、16年度、21年度に検討を行いましたが、経済情勢等を勘案し、改定を見送ってきました。しかし、使用料と施設の維持管理経費との不足分は、区民全体の負担となることから、未利用者との公平性を確保していく上で、定期的な見直しを行っていく必要があります。

また、今後の区立施設の老朽化に伴う大規模修繕や施設の再編、整備計画を進めていく上で、区立施設の維持管理コストの軽減を図ることが求められており、施設利用者に対して、適正な受益者負担を求めていく必要があるとともに、持続可能な財政運営を確保していくためには、使用料も含め、適切に財源の確保に努めていく必要もあります。

こうしたことを踏まえ、区では、「集会施設及び体育施設」、「学校開放施設」、「学童クラブ利用料」、「有料自転車駐車場使用料及び放置自転車撤去手数料」、「有料駐車場使用料」、「保育料」について、現状を検証し、見直しを行うこととしたものです。

I 使用料等の見直しについて

使用料は、「行政財産を目的外に使用させ又は公の施設を利用させた場合に、その反対給付として徴収する金銭（地方自治法第225条に規定）」として、区では、地域区民センターなどの集会施設や、体育館、運動場などの体育施設の利用などにあたって、一定の原価計算のもとに設定しています。

全区民を対象とした行政サービスの経費は、区税で賄うことが基本ですが、サービスの種類によっては、対象が一部の区民であり、そのサービスを利用する特定の人だけが利益を受けるものであることから、その受益の範囲内で対価として使用料を徴収するものです。したがって、使用料等の設定については、利用する人と利用しない人との均衡を考慮し、負担の公平性を確保しなければなりません。

一方において、サービス提供を行う区においては、行財政改革基本方針に基づき、効率的な施設運営や事務改善の推進などによるコスト削減に努め、利用者負担の軽減を図るとともに利用者の理解が得られるよう努めていく必要があります。

こうしたことから、使用料等の見直しにあたっては、継続的な行政コストの削減努力を前提に、次の「II 見直しの基本的な考え方」に示す各項目の実現を目指します。

II 見直しの基本的な考え方

1 受益者負担の原則

使用料等については、施設やサービスを利用する区民（受益者）に、その利用の対価として一定の負担を求めるものですが、施設の維持管理経費、サービスの提供経費との不足分は、区民全体の負担となることから、未利用者との公平性を確保していく上で、受益にふさわしい適正な負担を求めていきます。

また、団体利用の取扱いについては、団体の育成、活動支援と負担の公平性の両面から、必要な見直しを図ります。

2 少子高齢化の進展に対応した見直し

少子高齢化が進展し、老年人口が増加する中、高齢者に対する使用料の減免措置については、健康づくりに配慮しつつ見直しをする一方、次代を担う子どもたちについては、その健やかな成長を図る観点から、体育施設などの使用料の設定にあたっては配慮していきます。

3 算定方法の明確化と定期的な見直し

利用者に応分の負担を求めていくためには、これまで以上に使用料の算定方法を明確化し、公費で負担する経費の範囲と受益者負担として使用料の算定に入れる経費の範囲を、区民にわかりやすく示していきます。また、今後、定期的（概ね3年ごと）に算定数値を検証し、見直しを行うルールを確立します。

4 施設の効率的運営

今後の区立施設の老朽化に伴う大規模修繕や施設の再編、整備計画を進めていく上で、区立施設の維持管理コストの軽減を図ることが求められており、施設利用者に対して、適正な受益者負担を求めていきます。

5 サービスの向上

使用料等の見直しによって新たに得られる財源は、設備の改善や初心者が気軽に参加できる身近なスポーツや運動機会の提供、また、高齢者が参加しやすい健康増進プログラムの充実など、広く区民福祉の向上のため有効に活用していきます。

Ⅲ 使用料の算定について

1 使用料算定の考え方

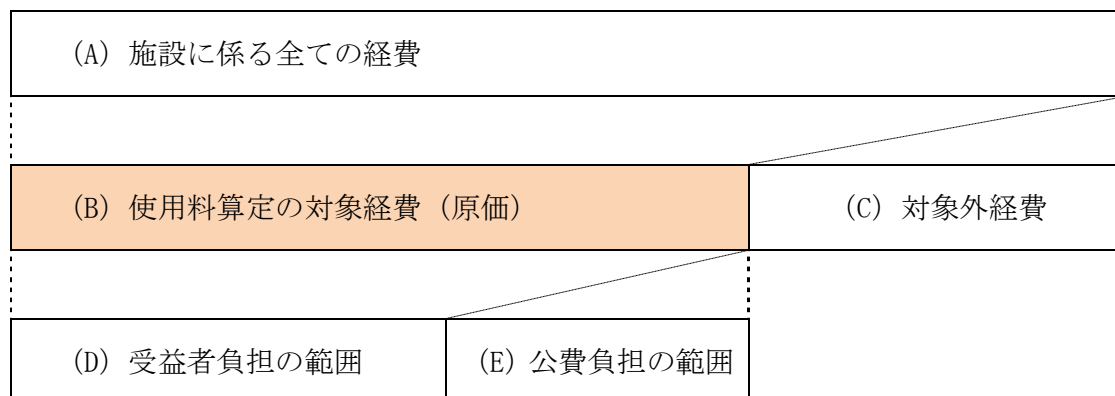
区では、昭和60年に定めた「使用料改定の基本方針」を基に、平成4年度、平成9年度の改定を行ってきました。今回の改定に際し、個々の使用料を具体的に算出するにあたっては、算入する経費をより明確化した上で、この「使用料改定の基本方針」が示す、以下の考え方を踏襲することしました。

<使用料算定の考え方>

原価の一部負担方式により使用料を算定するもので、「①同種機能をもつ施設の維持管理経費の合計額を、②使用可能な総時間で除し、③1時間当りの一平方メートル使用料単価から算出するという、④満度に使用された時、初めて維持管理経費を償うことができる」というもの。

原価の一部負担方式により算定する部分は、下図の (B) の部分にあたります。

(図) 施設の維持管理経費と受益者負担、公費負担の区分図 (比率はイメージ)



((A) ~ (E) の説明については、次頁)

2 使用料の原価と算定経費

(1) 施設に係る全ての経費

施設の設置から維持管理運営等に係る全ての経費（前頁図の (A) の部分）は、以下のとおりです。

種 別	内 容
人 件 費	施設の維持管理及び運営に従事する職員に要する経費
維持管理経費	施設の維持管理のために必要な光熱水費、物品等の購入、修繕費、委託料、機器の借上げ等に要する経費
資 本 的 経 費	施設の建設費や大規模修繕等に要する経費

(2) 使用料算定の対象経費と対象外経費

使用料算定の対象経費（前頁図の (B) の部分）及び対象外経費（前頁図の (C) の部分）は、以下のとおりです。

種 別		算 定	内 容 等
人 件 費	直接的人件費	対 象	利用者に対して、直接サービスを提供する要員（プール監視や舞台関係等）の人件費
	間接的人件費	対象外	直接サービスの提供に関わらない要員の人件費は、施設の利用状況等により変動する要素が少ないため対象外とする。
維持管理経費	経常的経費	対 象	施設の維持管理やサービスを提供するために必要な光熱水費、物品等の購入、業務の委託料、機器の借上げ等に要するもので、経常的に支出する経費
	臨時的経費	対象外	地震、水害、火災、事故等により生じた臨時的な経費は、施設利用者が原因者ではないため対象外とする。
資 本 的 経 費	土地取得経費	対象外	土地は将来にわたり資産価値として残るため対象外とする。
	施設建設費 減価償却費		施設は公の施設として、誰もが利用することができ、受益者となりうるものであり、公費負担として対象外とする。
	大規模修繕費		施設建設費に準ずるものとして対象外とする。 なお、小規模修繕は、通常の施設維持経費として対象とする。

(3) 使用料算定の対象経費における受益者負担の範囲と公費負担の範囲

使用料算定の対象経費（前頁図の (B) の部分）のうち、利用者が負担する使用料によって収入として得られる部分が受益者負担の範囲（前頁図の (D) の部分）、また、未利用によって得られなかった使用料収入相当額及び使用料の減額、免除による減収額を補てんする部分が公費負担の部分（前頁図の (E) の部分）となります。

IV 施設使用料

1 集会施設及び体育施設

集会施設や体育施設の使用料については、使用料と施設の維持管理経費との不足分が、区民全体の負担となることから、未利用者との公平性の観点から、定期的に検証し、必要な見直しを行っていきます。

区では、この間、地域活動や文化・芸術活動、スポーツ活動を通じたまちづくりを基本的な政策の一つとして位置付け、区民による自主的、継続的な活動を支援するため、集会施設においては「地域登録団体（さざんカード登録団体）」、体育施設においては「社会体育団体」という団体登録制度を設け、使用料の2分の1減額措置等を講じてきました。これにより団体活動の促進や施設利用率の向上など、一定の成果を上げることが出来ました。

一方、現在、団体利用に伴う減額措置の割合は、集会施設及び体育施設のいずれも施設利用の7割程度を占めており、この減額部分は公費によって補填されていることから、負担の公平性の観点から課題が生じています。

こうしたことを踏まえ、使用料や団体利用の取扱いなどについて見直しを行います。

(1) 使用料金の算定

使用料の算定にあたっては、平成9年度の算定方法を踏まえ、平成24年度決算額を用いて使用料算出の対象経費を算出し、単位当たりの「原価」計算を行いました。

各施設の使用料は、単位当たりの「原価」を基に算定します。

(2) 使用料算出の対象経費

対象経費	施設維持管理に係る以下の経費を対象とする。	
	直接的な人件費	①委託料のうちプール監視や舞台操作関係などの経費
	経常的経費	①需用費（光熱水費、消耗品、修繕費） ②役務費（電話料等の公共料金、ピアノ調律委託、害虫駆除など） ③委託料（建物総合管理委託、機械警備委託など） ※指定管理施設については、指定管理料に利用料収入を加算 ④賃借料（複写機賃借料、自動券売機賃借料など） ⑤工事請負費（大規模修繕費を除く） ⑥備品購入費 ⑦負担金（光熱水費使用者負担金）

(3) 使用料の原価

ア 集会施設使用料の原価

地域区民センター（7所）、区民集会所（10所）、区民会館（4所）、産業商工会館、勤労福祉会館、社会教育センターの施設維持管理に係る対象経費の合計額を、同種の施設区分（ホール、集会室）の面積で案分し、使用可能な総時間数で除し、1時間当たりの1平方メートル使用料「原価」を算出しました。

なお、貸出室以外の共用部分等に係る経費については、その2分の1を対象経費に加算しました。

各施設区分の使用料「原価」は、以下のとおりです。

	面積 (㎡)	対象経費 (円) (面積案分による)	共用部分等の 1/2 をホール及び集会 室に加算 (円)	対象経費合計 (円)
ホ ー ル	2,122.61	54,031,270	57,935,240	111,966,510
集 会 室	9,284.73	196,142,777		253,420,581
共用部分等	29,477.05	622,711,641	—	—
合 計	40,884.39	872,885,688	311,355,821	561,529,868

1時間当たりの1平方メートル使用料「原価」

$$= \text{対象経費合計} \div \text{面積} \div \text{使用可能時間数}$$

$$\text{【ホール】 } 111,966,510 \text{ 円} \div 2,122.61 \text{ m}^2 \div 3,210 \text{ 時間 (※)} = 16.43 \text{ 円}$$

$$\text{【集会室】 } 449,563,358 \text{ 円} \div 9,284.73 \text{ m}^2 \div 3,210 \text{ 時間 (※)} = 15.08 \text{ 円}$$

※ 使用可能時間数：10時間（1日当たりの貸出時間数）×321日

（年末年始及び休館日等を除く）

イ 体育施設使用料の原価

上井草スポーツセンター、体育館（5所）、運動場（7所）、プール（屋内2所、屋外2所）の施設維持管理に係る対象経費を、使用可能な総時間数で除して1時間当たりの使用料「原価」を算出しました。

なお、複数の施設に同種の施設区分がある場合（例、高円寺体育館と荻窪体育館の体育館など）は、それぞれ算出した使用料「原価」の平均値を用いることとします。

また、上井草スポーツセンターのように複数の施設区分（体育館、小体育室、運動場等）を有する施設については、対象経費を施設区分ごとの利用者数（平成24年度実績）で案分し、各施設区分の経費を算出しました。

1時間当たりの使用料「原価」 = 対象経費 ÷ 使用可能時間数

例) 上井草スポーツセンター 体育館の使用料「原価」

=16,417,541 円 ÷ 4,140 時間 (年末年始及び休館日等を除く年間使用可能時間数)

=3,965.59 円

各施設区分の使用料「原価」は、以下のとおりです。

	算定の基礎にした施設	1時間当たりの使用料「原価」(円)			原価/平均値(円)
体育館①	上井草	上井草 3,965.59	—	—	3,965.59
体育館②	高円寺・荻窪	高円寺 2,393.92	荻窪 3,522.08	—	2,958.00
体育館③	妙正寺・大宮前・永福	妙正寺 1,418.07	大宮前 1,228.35	永福 1,669.91	1,438.78
体育館一般使用	高円寺・荻窪	高円寺 119.70	荻窪 176.10	—	147.90
小体育室①	上井草	上井草 2,215.01	—	—	2,215.01
小体育室②	高円寺・荻窪	高円寺 739.48	荻窪 1,040.62	—	890.05
武道場	荻窪	荻窪 1,778.83	—	—	1,778.83
庭球場	対象全施設	松ノ木・和田堀 366.25	上井草 633.16	妙正寺 585.23	528.21
野球場	対象全施設	松ノ木・和田堀 1,224.01	下高井戸 2,627.74	上井草 1,998.16	1,949.97
少年野球場	塚山	塚山 1,330.23	—	—	1,330.23
天然芝サッカー場	井草森	井草森 5,425.78	—	—	5,425.78
小運動場	上井草	上井草 2,608.00	—	—	2,608.00
弓道場	上井草	上井草 1,321.86	—	—	1,321.86
弓道場一般使用	上井草	上井草 220.31	—	—	220.31
トレーニングルーム	上井草	上井草 392.99	—	—	392.99
屋外プール	対象全施設	和田堀 191.25	けやき公園 304.11	—	247.68
屋内プール	対象全施設	上井草 136.78	高井戸 335.12	杉十小 335.35	269.08
屋内プール貸切利用	対象全施設	上井草 1,641.36	高井戸 4,021.44	杉十小 4,024.20	3,229.00
照明設備(野球場)	松ノ木・下高井戸	松ノ木 3,341.76	下高井戸 1,981.99	—	2,661.88
照明設備(庭球場)	松ノ木・上井草	松ノ木 294.49	上井草 237.46	—	265.98

(4) 登録団体について

ア 集会施設

区では、地域区民センターを中心とした集会施設を整備し、管理の効率化とサービスの向上に努めるなど、登録団体をはじめとして区民の活動環境を整えるとともに、地域住民活動の支援に努めてきました。

登録団体については、平成4年度の施設使用料の見直しにあたって、それまで個別の施設ごとに団体登録制度を設けていたものを、区民の利便性と地域振興の一層の充実を図るため、現行の統一的な登録制度に改め、使用料の2分の1減額制度が設けられました。

現在、この2分の1減額制度の適用が、利用全体の7割程度を占め一般化した状況となり、減額分が公費によって補填されていることから、適正な受益者負担の観点から見直しが必要となっています。

こうしたことを踏まえ、減額制度という経済的側面からの支援については廃止することとしますが、団体登録制度については、活力ある良好なコミュニティの形成を図る観点から、今後も維持していきます。

また、登録団体への活動支援として、予約申込を3か月前（ホールについては8か月前）から可能とする新たな優遇措置を設けます（登録団体以外は、2か月前（ホールについては7か月前））。

※ 2分の1減額制度を廃止した場合、登録団体に係る歳入額は約8,500万円から約1億6,900万円、歳入総額は約1億2,200万円から約2億600万円となる見込みです。

イ 体育施設

区では、体育施設を整備するとともに、指定管理制度の導入や、民間グラウンドの暫定開放なども行い、登録団体も含め、多くの区民がスポーツや運動に親しめる環境整備を進めるとともに活動支援に努めてきました。

登録団体の減額措置については、平成4年の施設使用料の見直しにおいて、団体登録制度の統一化にあたって、体育施設の登録団体についても、使用料を2分の1の減額とする制度が定められました。

現在、この減額制度による利用が、集会施設と同様、利用全体の7割程度を占め、減額利用が一般化している状況となっており、適正な受益者負担の観点から見直しが必要となっています。

こうしたことを踏まえ、減額制度という経済的側面からの支援については廃止することとしますが、区内の中学生以下の団体及び障害者の団体については、現

行どおりの2分の1減額を維持します。また、塚山公園運動場(利用は小学生以下のみ)・蚕糸の森公園運動場については、次世代育成支援の観点から、区内の中学生以下の団体は現行どおり無料とします。

団体登録制度については、スポーツを通じた仲間づくりや地域づくりの観点から、今後も維持していくとともに、1次抽選申込(使用日の3か月前)を可能とする現行の優遇措置は継続します。

※ 2分の1減額制度を廃止した場合、登録団体に係る歳入額は約2,000万円から約3,700万円、歳入総額は約7,300万円から約9,000万円となる見込みです。

なお、体育施設のうち指定管理者運営施設については、利用料収入の増によって、区から支出する指定管理料は減となることから、指定管理料は約4億500万円から約3億7,900万円になる見込みです。

(5) 使用時間区分について

ア 集会施設

現行どおり午前(9時～正午)・午後(13時～17時)・夜間(18時～21時)の3区分とします(一部音楽室等を除く)。

イ 体育施設

現行どおり、2時間を単位とします(一部プール等を除く)。

(6) 各施設の使用料

ア 集会施設

使用料は、平成9年度改定時と同様に、下記の計算式により算出しました。

$1 \text{ 時間当たりの } 1 \text{ 平方メートル使用料「原価」} \times \text{面積} \times \text{時間数} (\times \text{算定率})$ <p>(算定結果が1万円未満は100円未満を切り捨て、1万円以上は1,000円未満を切り捨て)</p>
--

ホールにおける午後の使用料を基準とした午前と夜間の割引き及び割増しや、部屋の形状等により、単に面積のみで使用料を定めることで生じる不均衡を調整するための算定率については、従来どおりとします。

また、面積は従来どおり、50㎡未満のものについては、5㎡未満の端数を切り捨て、50㎡以上のものについては、10㎡未満の端数を切り捨てて算定しました。

なお、施設再編整備計画において改築や廃止等が想定される施設については、算出した使用料が現行使用料を上回る場合は、据え置くこととしました。

<使用料算出例>

※各施設の個々の改定後の使用料額は、「VI 資料」に掲載しています

久我山会館 ホール（平日）実面積 232.25 m ²	
午前	16.43 円×230 m ² ×3 時間×2/3≒ 7,500 円 【現行料金：7,400 円（激変緩和措置による）、登録団体：3,700 円】
午後	16.43 円×230 m ² ×4 時間≒ 15,000 円 【現行料金：14,000 円（激変緩和措置による）、登録団体：7,000 円】
夜間	16.43 円×230 m ² ×3 時間×4/3≒ 15,000 円 【現行料金：14,000 円（激変緩和措置による）、登録団体：7,000 円】
荻窪地域区民センター 第1集会室 実面積 71.80 m ²	
午前	15.08 円×70 m ² ×3 時間≒ 3,100 円 【現行料金：2,500 円（激変緩和措置による）、登録団体：1,250 円】
午後	15.08 円×70 m ² ×4 時間≒ 4,200 円 【現行料金：4,300 円、登録団体：2,150 円】
夜間	15.08 円×70 m ² ×3 時間≒ 3,100 円 【現行料金：3,200 円、登録団体】 1,600 円】

イ 体育施設

使用料は、平成9年度改定時と同様に、下記の計算式により算出しました。

1 時間当たりの使用料「原価」 × 時間数（基本2時間） （原則、算定結果が1万円未満は100円未満を切り捨て、1万円以上は1,000円未満を切り捨て）

ただし、小体育室、武道場、小運動場については、面積規模による従来の算定方法により算出しました。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・上井草スポーツセンターの小体育室は、上井草スポーツセンター体育館の3分の1 ・高円寺及び荻窪体育館の小体育室は、高円寺及び荻窪体育館の4分の1 ・荻窪体育館の武道場は、上井草スポーツセンターの小体育室と同額 ・上井草スポーツセンターの小運動場は、庭球場と同額 |
|---|

また、永福体育館については、他の施設に比べて老朽化していることから、現行使用料の半額とし、改築予定の妙正寺体育館については、今後、同種・同規模の体育施設を基に使用料を設定します。

なお、現在、屋内（温水）プールの一般使用料（250 円）について、区内在住の60歳以上の方を対象に半額としています。高齢化が進展し、高齢者の利用が

一般化する中であって、高齢者への減額制度は見直しが必要ですが、一方で、健康長寿を支える取組として、健康づくりの機会と場の提供も重要な課題となっています。こうしたことから、減額措置の年齢要件を65歳以上に改めるとともに、平日午前の利用に限定して、2分の1の減額措置を継続します。

<使用料算出>

施設区分	対象施設	使用料「原価」(円)	時間数	使用料(円)	現行料金(円)	
					使用料	登録団体使用料
体育館	①上井草	3,965.59	2時間	7,900	5,100	2,550
	②高円寺・荻窪・大宮前	2,958.00	2時間	5,900	3,300	1,650
	③永福 ※減額措置	1,438.78	2時間	1,400	2,800	1,400
	一般使用(※)	147.90	2時間	200	200 (4時間)	—
小体育室	①上井草	2,215.01	2時間	4,400	1,600	800
		⇒体育館①の1/3		2,600		
	②高円寺・荻窪・大宮前	890.05	2時間	1,700	800	400
		⇒体育館②の1/4		1,400		
一般使用(※)	147.90	2時間	200	200 (4時間)	—	
武道場	荻窪・大宮前	1,778.83	2時間	3,500	1,600	800
		⇒小体育室①と同額		2,600		
	一般使用(※)	147.90	2時間	200	200 (4時間)	—
庭球場	対象全施設	528.21	2時間	1,000	800	400
野球場	対象全施設	1,949.97	2時間	3,800	3,200	1,600
	塚山(少年野球場)	1,330.23	2時間	2,600	2,500	1,250
運動場	上井草	野球場の2倍		7,600	6,400	3,200
	下高井戸	野球場の1.6倍		6,000	5,100	2,550
	井草森(天然芝サッカー場)	5,425.78	2時間	10,000	10,000	5,000
小運動場 (ゲートボール以外での使用)	上井草	2,608.00	2時間	5,200	800	400
		⇒庭球場と同額		1,000		
弓道場	上井草	1,321.86	2時間	2,600	2,800	1,400
	一般使用(※)	220.31	1時間	200	200	—
プール	屋外プール一般使用(※)(和田堀公園・阿佐谷けやき公園)	247.68	2時間	400	400	—
	屋内プール一般使用(※)(上井草・高井戸・杉十小・大宮前)	269.08	1時間	250	250	—
	屋内プール貸切使用(1コース)	3,229.00	2時間	6,000	6,000	3,000
トレーニングルーム	一般使用(※)(上井草・大宮前)	392.99	1回	400	400	—

施設区分	対象施設	使用料「原価」(円)	時間数	使用料(円)	現行料金(円)	
					使用料	登録団体使用料
照明設備	野球場(松ノ木・下高井戸)	2,661.88	1時間	2,600	3,200 (1時間)	1,600 (1時間)
			30分	1,300	—	—
	庭球場(上井草・松ノ木)	265.98	1時間	200	200 (1時間)	100 (1時間)
			30分	100	—	—
	小運動場(上井草)	⇒庭球場照明設備と同額	1時間	200	200 (1時間)	100 (1時間)
			30分	100	—	—

※ 「一般使用」は、予約・登録なしで個人が使用できる「一般使用」の日が設けられており（屋外プール及びトレーニングルームを除く）、その際の使用料である。

※ （暫定）富士見ヶ丘運動場、（暫定）久我山運動場、（暫定）遊び場106番運動場の利用料については、従来どおり、上記表の野球場及び庭球場の使用料を準用する。

注）照明設備使用料について、現行は1時間単位の設定だが、より実態に即した対応ができるよう、30分単位の設定を加える。

(7) 使用料改定の施行日

新たな使用料の施行日は、平成27年1月1日とします。

2 学校開放施設

学校開放事業は、学校教育活動に支障がない範囲で地域住民に広く開放することを目的に始まった事業です。利用者は使用料を負担することが原則ですが、登録団体（※）については使用料を徴収しない（無料）こととしています。

その結果、現在では登録団体の利用が全体の約9割を占めるに至っており、登録団体の利用等について、受益にふさわしい適正な負担となるよう、団体支援のあり方を見直していきます。

※ 杉並区立学校施設使用料条例施行規則第4条に基づき、主として区内に在住、在勤又は在学する者で構成されるスポーツ、文化その他の団体であって、委員会が適当と認め、あらかじめ登録したもの

(1) 使用料金の算定

使用料の算定にあたっては、平成24年度決算額を用いて使用料算出の対象経費を算出し、単位当たりの「原価」計算を行いました。

なお、これまでの使用区分に加え、庭球場を新たに設けることとしました。

(2) 使用料算出の対象経費

対象経費	学校開放に係る経費のうち以下の経費を対象とする。	
	直接的人件費	対象経費なし
	経常的経費	①需用費（光熱水費、消耗品、修繕費） ②役員費（清掃業務委託） ③委託料（消防設備保守委託、夜間等開放事業運営委託など） ④備品購入費

(3) 使用料の原価

学校開放施設の施設維持管理に係る対象経費の合計額を、各使用区分（屋内運動場、校庭、教室・会議室）の使用回数（平成24年度実績）で案分し、使用可能な総時間数で除し、1時間当たりの使用料「原価」を算出しました。

なお、光熱水費については、学校開放事業に係る部分のみを抽出することが困難なため、体育施設及び集会施設の光熱水費を用いて算出しました。

$$1 \text{ 時間当たりの使用料「原価」} = (\text{対象経費} \div \text{使用可能時間数}) + \text{光熱水費}$$

各施設区分の使用料「原価」は、以下のとおりです。

	A 対象経費 (円) (使用回数案分による)	B 使用可能 時間数	C(=A÷B) (円)	D 光熱水費 (円) (1時間当たり)	1時間当たりの 使用料「原価」 (C+D)
体 育 館	9,725,998	144,755	67.19	(※1) 483.81	551.00
校 庭	5,340,768	125,580	42.53	(※2) 407.16	449.69
教室・会議室	1,996,389	95,761	20.85	(※3) 121.20	142.05
庭 球 場	—	—	—	(※4) 107.27	107.27
校庭照明設備	—	—	—	(※5) 15.08	15.08
合 計	17,151,155	366,096	—	—	—

※1 体育館の光熱水費は、妙正寺、大宮前、永福体育館の実績から算出

※2 校庭の光熱水費は、下高井戸、松ノ木、塚山公園、井草森公園運動場の実績から算出

※3 教室・会議室の光熱水費は、集会施設のうち集会室に係る光熱水費から算出

※4 庭球場の光熱水費は、妙正寺、松ノ木、和田堀庭球場の実績から算出

※5 校庭照明設備の光熱水費は、松ノ木、下高井戸運動場の実績から算出

(4) 登録団体について

現在、登録団体の利用が全体の約9割を占め、使用料を負担する利用者が1割という状況になっています。こうした状況は、適正な受益者負担の観点、さらには使用料を負担し集会施設や体育施設を利用している区民との公平性の観点から見直す必要があります。また、近隣自治体においては、団体利用の無料を取りやめ、有料化に移行する動きもあります。

こうしたことを踏まえ、登録団体の使用料無料の取扱いは廃止し、一般利用と同様に有料としますが、区内在住・在学の児童・生徒及びその指導者で構成された登録団体が利用する場合は、次世代育成支援の観点から、現行どおり無料とします。(照明設備の使用料を除く。)

また、登録団体によって構成される利用者団体協議会では、利用者間の交流事業、地域運動会・スポーツ大会・公開講座など地域に密着した活動を実施しています。区は、こうした活動を引き続き支援していくとともに、今後も登録団体が、継続的に小中学校を利用し、自主的な運営や学校を核とした地域づくり・仲間づくりをさらに進めていくことが出来るよう、登録団体制度を維持していきます。

※ 無料制度を廃止した場合後、登録団体に係る歳入額は約2,900万円の増、歳入総額は約100万円から約3,000万円となる見込みです。

(5) 使用時間区分について

使用時間区分については、従来の1回5時間以内を改め、1回3時間を単位とします。

(6) 使用料について

学校開放施設の使用料は、学校により面積や規模が異なるものの、従来と同様に使用区分ごとの使用料を統一することとし、下記の計算式により算出しました。また、夜間と昼間の金額は統一することとしました。

1 時間当たりの使用料「原価」 × 時間数 (×算定率)
(算定結果が 1 万円未満は 100 円未満を切り捨て、1 万円以上は 1,000 未満を切り捨て)

各使用区分の使用料は、以下のとおりです。

	A 1 時間当たりの使用料「原価」	B 時間数	C (算定率)	使用料 (円) A×B×C	現行使用料 (円) ※1 回 5 時間以内
体 育 館	551.00	3	—	1,600 円	昼間 1,800 円 夜間 3,100 円
校 庭	449.69	3	(※) 0.5	600 円	昼間 1,800 円 夜間 3,100 円
教室・会議室 (生涯学習振興室を含む)	142.05	3	—	400 円	昼間 500 円 夜間 1,200 円
庭 球 場	107.27	3	—	300 円	—

※学校の校庭は、体育施設の運動場と比べ面積が小さいことから算定率 0.5 を用いる。

校庭照明設備

学 校 名	A 1 時間 1kW 当たりの使用料「原価」	B 時間数	C 照明灯数	使用料 (円) A×B×C	現行使用料 (円) 1 時間当たり
方南小学校	15.08	1	18 灯	200 円	500 円
馬橋小学校	15.08	1	52 灯	700 円	900 円
向陽中学校 松ノ木中学校	15.08	1	56 灯	800 円	1,000 円

(7) 学校開放プールの使用料について

7 月下旬から 8 月中旬にかけて、昼間（中学校 10 校、小学校 3 校）及び昼・夜間（阿佐ヶ谷中学校）に無料開放している学校プールについては、原則有料とします。

ただし、区内在住・在学の児童・生徒及び乳幼児が利用する場合については、次世代育成の観点から、無料開放を継続します。

使用料については、平成 24 年度決算を用いて算出を行い、1 回（午前 2 時間半以内、午後・夜間 3 時間以内）当たり 200 円とします。

A 学校プール開放事業経費(円) (平成 24 年度決算額)	B 利用可能人数 (人)	使用料 (円) A÷B
25,687,115	92,160	278.72 ≒ 200

(8) 使用料改定の施行日

新たな使用料の施行日は、平成27年1月1日とします。

(9) その他

学校開放施設使用の申し込みは、クラブ活動など学校行事との調整が必要となるため、各校の利用者団体協議会、または副校長が個別に利用調整を行っており、公共施設予約システムは導入していません。今後、学校現場の意見、利用実態等を踏まえ、システム導入に向けた取り組みを進めていきます。

V その他の使用料等

「学童クラブ利用料」、「有料制自転車駐車場使用料及び放置自転車撤去手数料」、「有料駐車場使用料」、「保育料」について見直しの検討を行いました。

1 学童クラブ利用料

現在の学童クラブ利用料(月額3,000円)は、平成14年度から改定しておらず、学童クラブ登録児童数が増える中で、学童クラブ運営経費も増加しています。また、他区の利用料と比較しても低廉な金額となっていることから、利用料の見直しを行います。

(1) 利用料の算定

平成24年度決算額を用いて対象経費を抽出し、単位当たりの「原価」計算を行いました。この「原価」を基に、学童クラブ利用料を算定しました。

(2) 利用料の対象経費

対象経費	学童クラブ運営及び維持管理に係る経費のうち以下の経費を対象とする。	
	直接的な人件費	対象経費なし
	経常的経費	①需用費(光熱水費、消耗品、修繕費) ②役員費(通信運搬費、清掃業務など) ③委託料(学童クラブ運営業務委託(人件費相当分を除く)、清掃業務委託、機械設備保守点検委託、特別支援児童巡回指導委託、利用料口座振替事務処理委託など) ④賃借料(冷暖房設備賃借料) ⑤備品購入費(放送設備の購入など) ⑥扶助費(学童クラブおやつ代助成金)

(3) 利用料の原価

学童クラブに係る単位当たり「原価」は、下記の計算式により算出しました。

$$\begin{aligned} & \text{1人1月当たりの利用料「原価」} \\ & = \text{学童クラブ運営及び維持管理経費} \div \text{登録児童数} \div 12 \text{月} \end{aligned}$$

平成24年度決算を用いて算出した結果、利用料「原価」は、以下のとおりとなります。

$$162,083,007 \text{円} \div 3,207 \text{人(平成24年4月1日現在)} \div 12 \text{月} = 4,212 \text{円}$$

算出した利用料「原価」は、月額4,212円となりますが、平成25、26年度に入会児童数の増加が見込まれることを考慮し、学童クラブ利用料は4,000円とします。

なお、生活保護世帯等に対する軽減措置については、継続することとします。

	改定後	現行
学童クラブ利用料	月額4,000円	月額3,000円
生活保護受給世帯	免除	免除
兄弟姉妹入会者	(利用料の2分1) 月額2,000円	(利用料の2分の1) 月額1,500円
就学援助世帯	(利用料の2分の1相当額) 月額2,000円	(利用料の2分の1相当額) 月額1,500円

(4) 利用料改定の施行日

新たな利用料の施行日は、平成27年1月1日とします。

(5) その他

学童クラブ利用料については、子ども・子育て支援新制度の本格施行（平成27年度から実施予定）に向け、国が平成25年度中に示すこととしている「放課後児童クラブの基準」等を踏まえ、別途必要な検討を行うこととします。

2 有料制自転車駐車場使用料及び放置自転車撤去手数料

有料制自転車駐車場使用料は、運営経費を使用料で賄うことを原則としています。平成14年度の改定から一定の期間が経過し、この間、自転車駐車場の整備も進み、今後、運営経費の増加が見込まれます。こうしたことから、有料制自転車駐車場使用料の見直しを行います。

また、放置自転車撤去手数料は、原因者負担を求めるものとして1台当たりの撤去経費を基に算定しています。放置自転車が減少する中、1台当たりの撤去経費は増加傾向にあります。手数料の引き上げにより返還件数が減ることも予想され、その場合コスト増を招くことから、他自治体の状況等も踏まえ見直しを行います。

(1) 有料制自転車駐車場使用料

有料制自転車駐車場については、自転車駐車場の整備に伴い、今後、運営経費が増加することが見込まれます。このことから、有料制自転車駐車場の運営に係る経費の平成24年度決算額及び平成25、26年度支出見込み額を用いて単位当たりの「原価」を算出しました。この「原価」を基に、有料制自転車駐車場使用料を算定しました。

ア 使用料原価の算出

有料制自転車駐車場に係る単位当たり「原価」は、下記の計算式により算出しました。

$1 \text{ 台 } 1 \text{ 月 当 た り の 使 用 料 「 原 価 」 = \text{有 料 制 自 転 車 駐 車 場 運 営 経 費} \div \text{収 容 台 数} \div 12 \text{ 月}$
--

平成24年度決算額及び平成25、26年度支出見込み額による単位当たり「原価」は、次のとおりです。平成25、26年度の「原価」は2,100円を超える見込みです。

	平成24年度 決算額	平成25年度 支出見込み額	平成26年度 支出見込み額
管理運営委託料 (自転車駐車場の業務委託)	281,924,943円	322,778,000円	324,192,000円
光熱水費	23,461,759円	24,761,000円	24,911,000円
保守点検委託料 (機械式自転車駐車場保守点検 等業務委託など)	32,204,784円	35,831,000円	35,831,000円
駐車場管理諸費 (消耗品、修繕費、電話料、賃借 料(防犯カメラシステム賃借料 等)、工事請負費、備品購入費、 駐車場管理費負担金)	48,132,069円	39,824,500円	39,949,000円
用地・施設借料	220,817,979円	238,831,000円	247,831,000円
合計(A)	606,541,534円	662,025,500円	672,714,000円
収容台数(B)	25,228台	25,768台	25,768台
単位当たりの「原価」 (A) ÷ (B) ÷ 12月	2,004円	2,141円	2,176円

イ 使用料の算定

○ 定期使用料、1日使用料及び1回使用料について

平成24年度からの3年間の使用料原価の平均額は2,107円となることから、基本使用料を現行月額1,900円から2,100円に引き上げます。この基本使用料は、1階屋根なし1か月定期使用料としており、現行の料金体系に従いすべての定期使用料を改定します。

ミニバイクについても、基本使用料（1階屋根なし）は自転車の基本使用料の2倍に設定（自転車1,900円×2＝ミニバイク3,800円）していることから、自転車駐車場の使用料と連動して引き上げることとし、基本使用料を現行月額3,800円から4,200円に引上げ、現行の料金体系に従いすべての定期使用料を改定します。

また、駅に近くエレベーター及びオートスロープが設定された新高円寺地下自転車駐車場は、利便性が高いことから、現在の「地下1階」料金ではなく、「1階屋根あり」料金を適用します。

なお、1日使用料及び1回使用料については、周辺区の料金を勘案し、自転車は100円、ミニバイクは200円に据え置きます。

○ 定期使用料の減額制度について

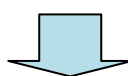
学生に対する定期使用料の減額は、次世代支援の観点及び周辺区の状況も踏まえ継続します。なお、65歳以上を対象にした定期使用料の減額措置については、高齢化の進展や、周辺区市においてそうした措置を講じている団体がないことなども考慮し廃止します。

現行と改定後の使用料は、次の頁の表のとおりです。

【自転車】 現行の定期使用料

(単位：円)

階数等	屋根の有無	1 か月		3 か月		6 か月	
		一般	学生・65歳以上	一般	学生・65歳以上	一般	学生・65歳以上
1 階	あり	2,300	2,100	6,600	6,000	11,000	9,800
	なし	1,900	1,700	5,400	4,800	9,100	7,900
2 階	あり	2,100	1,900	6,000	5,400	10,100	8,900
	なし	1,700	1,500	4,800	4,200	8,200	7,000
3 階	あり	1,100	900	3,100	2,500	5,300	4,100
	なし	900	700	2,600	2,000	4,300	3,100
地下1階	あり	2,100	1,900	6,000	5,400	10,100	8,900
地下2階	あり	1,100	900	3,100	2,500	5,300	4,100
駅から遠距離の自転車 駐車場	1階あり	1,900	1,700	5,400	4,800	9,100	7,900
	1階なし	1,500	1,300	4,300	3,700	7,200	6,000



【自転車】 改定後の定期使用料

(単位：円)

階数等	屋根の有無	1 か月		3 か月		6 か月	
		一般	学生	一般	学生	一般	学生
1 階	あり	2,600	2,400	7,400	6,800	12,500	11,300
	なし	2,100	1,900	6,000	5,400	10,100	8,900
2 階	あり	2,300	2,100	6,600	6,000	11,000	9,800
	なし	1,900	1,700	5,400	4,800	9,100	7,900
3 階	あり	1,300	1,100	3,700	3,100	6,200	5,000
	なし	1,000	800	2,900	2,300	4,800	3,600
地下1階	あり	2,300	2,100	6,600	6,000	11,000	9,800
地下2階	あり	1,300	1,100	3,700	3,100	6,200	5,000
駅から遠距離の自転車 駐車場	1階あり	2,100	1,900	6,000	5,400	10,100	8,900
	1階なし	1,700	1,500	4,800	4,200	8,200	7,000

【ミニバイク】 現行の定期使用料

(単位：円)

階数等	屋根の有無	1 か月		3 か月		6 か月	
		一般	学生・65歳以上	一般	学生・65歳以上	一般	学生・65歳以上
1 階	あり	4,700	4,300	13,400	12,200	22,600	20,200
	なし	3,800	3,400	10,800	9,600	18,200	15,800
駅から遠距離の自転車 駐車場 1階	あり	3,800	3,400	10,800	9,600	18,200	15,800
	なし	3,000	2,600	8,600	7,400	14,400	12,000



【ミニバイク】 改定後の定期使用料

(単位：円)

階数等	屋根の有無	1 か月		3 か月		6 か月	
		一般	学生	一般	学生	一般	学生
1 階	あり	5,200	4,800	14,800	13,600	25,000	22,600
	なし	4,200	3,800	12,000	10,800	20,200	17,800
駅から遠距離の自転車 駐車場 1階	あり	4,200	3,800	12,000	10,800	20,200	17,800
	なし	3,300	2,900	9,400	8,200	15,800	13,400

(2) 放置自転車撤去手数料

現行の放置自転車撤去手数料は、3,000 円です。これに対して、平成 22、23、24 年度決算による放置自転車 1 台当たりの撤去費用は、約 6,000 円となっており手数料の引き上げが必要です。しかし、手数料の引き上げによる返還率の低下も避ける必要があり、他自治体の撤去手数料の状況等も踏まえ、現行の 3,000 円から 5,000 円に引き上げることにしました。

項目 \ 年度		平成 14 年度 改定算出数値	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
歳出	撤去業務等経費	121,951,000 円	203,599,832 円	188,011,305 円	173,142,602 円
	職員人件費	57,401,000 円	66,543,000 円	66,305,000 円	68,034,000 円
	合計 (A)	179,352,000 円	270,142,832 円	254,316,305 円	241,176,602 円
歳入	撤去手数料	85,022,000 円	80,955,000 円	79,239,000 円	74,184,000 円
	売却収入 (B)		10,629,087 円	12,485,237 円	12,360,648 円
	合計	85,022,000 円	91,584,087 円	91,724,237 円	86,544,648 円
撤去台数 (C)		62,077 台	41,654 台	42,002 台	38,401 台
1 台当たりの撤去に要する費用 (A) - (B) ÷ (C)		2,889 円	6,230 円	5,758 円	5,959 円

(3) 有料自転車駐車場使用料及び自転車撤去手数料改定の施行日

新たな使用料及び手数料の施行日は、平成 27 年 1 月 1 日とします。

3 有料駐車場使用料

現在、駐車場を保有する区施設は78施設ありますが、有料化している駐車場は、50台以上の収容規模がある区役所本庁舎、井草森公園、上井草スポーツセンターの3施設となっています。これは、当該施設の利用を妨げないで公共駐車場機能を果たすことが可能な駐車規模として、概ね50台という基準を定め有料化してきたものです。

しかし、公平性の観点から考えれば、50台未満の収容規模の施設であっても受益にふさわしい適正な負担を求めていく必要があります。

(1) 有料化の検討

受益者負担の適正化及び区有財産の有効活用の観点から、50台未満の比較的規模が小さい駐車場についても有料化を検討しました。

一般的に有料化した場合には、施設利用者以外の駐車を認めることで施設利用者の駐車が妨げられるという問題があります。これについては、施設開設時間帯は、例えば、施設利用者以外の利用料金を高額に設定するなどにより利用者を実質的に施設利用者限定し、夜間や休館日には公共駐車場として一般利用に開放することで対応が可能と考えられます。

また、有料化にあたっては、平成18年の地方自治法改正により可能となった行政財産の貸付制度の導入も視野に、検討しました。

(2) 有料化の対象施設

駐車場の利用状況や施設の立地条件等を踏まえ、検討を行った結果、収容台数50台以下の施設であっても管理形態を工夫することにより有料化が可能であることから、上記の3施設に加え、新たに以下の施設を有料化することとします。

なお、有料化の検討にあたっては、障害者福祉施設など施設の性格等から政策的な配慮が必要な施設等を対象から除いています。

施設名	駐車台数	施設の運営形態
セシオン杉並（複合施設）	27	建物管理委託による運営施設
松ノ木運動場	17	建物管理委託による運営施設
高井戸市民センター（複合施設）	13	指定管理者による運営施設
下高井戸運動場	28	指定管理者による運営施設

今後の対象施設の拡大については、新たな4施設への駐車場有料化の導入効果を十分検証した上で検討します。

(3) 有料化の手法

有料化を導入済みの3施設については、現行の管理形態を継続することとします。

新たに有料化する施設については、下記のA、Bのいずれかによるものとしませんが、どちらの手法を選択するかについては、今後、施設の状況等を踏まえ検討します。

<有料化の手法>

A 既存の駐車場に使用料徴収機器等を設置し、駐車場使用者から使用料を徴収する。

B 民間駐車場事業者に対する行政財産の貸付とし、事業者からの貸付収入を得る。

Aの手法を選択した場合、区の収入額は、駐車場の使用頻度に左右される面はありますが、夜間等時間外も含め、新たな使用料収入を確保できます。また、使用料徴収機器等の設置や更新、施設・設備の保守やメンテナンスなど、施設管理者としての管理コストの負担は発生しますが、使用料その他の料金や割引制度については、区が自由に設定できるメリットがあります。

一方、Bの手法を選択した場合、民間駐車場事業者による設備投資と管理運営により、区の駐車場施設にかかる管理コストが不要となるほか、貸付料収入が安定的に確保できるメリットがありますが、事業者が料金を設定するため、割引制度等については事業者との協議が必要となります。

(4) 利用料金

有料化を導入済みの3施設については、現行の料金を継続することとします。

新たに有料化する4施設の利用料金については、今後、各施設の有料化手法を決定する際にあわせて定めることとします。

セシオン杉並と高井戸市民センターについては、施設の性格から、区への申請や届け出等を目的に、短時間の駐車場利用をする方や身体に障害を持つ方に対する政策的な配慮が必要なため、割引制度の適用などについて検討します。

(5) 有料化の実施時期

平成27年1月1日とします。

4 保育料

保育料については、平成25年10月から、応能負担の原則に基づき、所得に応じて保育料が逦増するよう改めます。

その上で、今後、認可保育所保育料については、平成27年4月から予定されている子ども・子育て関連3法に基づく新たな保育制度において、国は平成27年度予算の中で、今後の保育に係る公定価格を決定することとしており、こうした動きを踏まえつつ、認可保育所保育料の適正化を検討・具体化を進めます。

5 目的外使用施設

区民事務所会議室、ゆうゆう館、児童館などの目的外使用施設の使用料については、従来どおり、使用料原価に面積及び時間を乗じて算出した額の2分の1とします。

※各施設の個々の改定後の使用料額は、「VI 資料」に掲載しています。

VI 資料

集会施設使用料一覽	・ ・ ・ ・ ・	27
体育施設使用料一覽	・ ・ ・ ・ ・	48
学校施設使用料一覽	・ ・ ・ ・ ・	51
目的外使用施設使用料一覽	・ ・ ・ ・ ・	52